

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<地域振興部、観光局、水道局、教育委員会、東アジア連携推進>

開催日時 平成25年10月2日(水) 10:02~12:02

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

神田加津代 委員長

高柳 忠夫 副委員長

宮木 健一 委員

大國 正博 委員

宮本 次郎 委員

山村 幸徳 委員

中村 昭 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

安井 宏一 委員

出席理事者 前田 副知事

浪越 総務部長

野村 地域振興部長

久保田 観光局長

富岡 教育長

長岡 水道局長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○神田委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

安井委員はおくれるとの連絡を受けていますので、ご了承願います。

それでは、日程に従い、地域振興部、観光局、水道局、教育委員会、東アジア連携推進の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑があればご発言ください。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、発言ください。

○梶川委員 それでは質問をさせていただきます。

その前に、きのうの閣議で消費税8%が決定されまして、庶民の生活を考えずにやる安倍政権に強く抗議の意を表明しまして、質問に入りたいと思います。

まず、学校関係、教育関係2点と、1点要望をお願いします。1つは、学校教育課に聞きたいのですが、不登校児が各学校、市町村にいるわけですが、登校できない子どもの手だてとして市部には大体、適応指導教室があるわけですが、町村部にはそれがない。しかも、市町村によって、例えば熱心な議員がいて行政側のお尻をしっかりと押すところと、あまりそうでないところがあって、温度差があると思うのですが、県教育委員会として適応指導教室をどのように進めているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、今、柔道界で指導者が暴力を振るうということでもいろいろ、物議を醸しているというか、非難を受けておりますけれども、中学校に入ったら1年生は柔道、剣道、相撲、それからダンスもあるということを知ったのです。打ち合わせのときに教育委員会は、ダンスもありますということを知って教えてくれないし、3つしか言ってなかったのですが、どうも聞いたらダンスも必修であるという、そんなことも教えてほしいのですが、どのような比率で皆が専攻しているのか。

それから、各学校にはそれぞれの専門教師もいて、特に柔道は危険なことがないのか。柔道が導入されるときにいろいろ大丈夫だろうか、という批判というか意見があったわけですが、現実にはそういうことは全くないのか、皆スムーズに必修しているのかも聞かせてほしいと思います。

それから、もちろん暴力はないと思うけれども、どの程度のレベルまで求めて指導しているのか、所期の目的は達成しているのか、教師や本人や保護者の評価はどうか、こういうスポーツをやることによって規範意識は上がってきたかどうか、この点を聞かせていただきたいと思います。

それから、3つ目は、地域振興部所管の正倉院展についての意見ですが、これは総括で知事に質問という形でなく、要望をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○神田委員長 正倉院展はいいですね。これね。

○梶川委員 一応要望するというところで。

○松尾教育研究所副所長 適応指導教室についてでございますが、本県では現在、県内12市1町に適応指導教室が設置されています。県教育委員会では毎年、適応指導教室等についての市町村担当者連絡会議を開催しており、この会議で県と市町村のネットワーク化を図っております。また、適応指導教室のあり方研究としまして、不登校対策のための特別教室設置モデル事業を平成22年度から3年間、奈良市と大和高田市に委託しまして、適応指導教室の中に学力を充実させ進学状況を改善するなど、将来の社会的自立を支援するための特別教室を設置することといたしました。

この取り組みの結果、特別教室で学習した成果を在籍中学校において成績認定することにより、不登校状態にある生徒の学習成績の向上や意欲を高めることができました。さらに、この事業の成果や課題を不登校全般の課題に専門家の方々からご意見をいただく不登校対策委員会で説明をし、ご意見を頂戴した上、より効果的な運営を目指した奈良県の適応指導教室のモデル、奈良モデルと呼んでおりますけれども、作成したところでございます。これを今年度、3年間の成果といたしましてリーフレットにまとめ、6月21日に市町村の担当者を集めまして開催しました本事業の報告会におきまして、配付、説明をし、あわせて適応指導教室の奈良モデルを示すことができました。

このように、今後も適応指導教室の未設置町村には、市町村教育相談担当者の会議におきまして、設置を推奨しますとともに、詳しい内容を会議に続く研修会において周知していきたいと考えております。以上でございます。

○沼田保健体育課長 柔道等武道からダンス等の必修化につきましてでございます。

中学校の新学習指導要領の全面実施が2年目となり、武道及びダンスについては第1学年及び第2学年で必修となっております。

武道の履修種目の実施状況についてでございますが、本年度5月に公立中学校105校を対象といたしまして調査を実施いたしました。2種目を行うところもありますが、柔道を行っている学校が50校、44.6%でございます。剣道が49校、43.8%、相撲が11校、9.8%、あと少林寺拳法が1校、0.9%、合気道1校、0.9%となっております。

県教育委員会では、武道が安全かつ円滑に実施されますよう、指導者の指導力の向上を目的といたしました指導者研修会を平成20年度から計画的、継続的に実施しており、本年度につきましては、7月に柔道、8月に剣道の指導者研修会を開催いたしました。相撲につきましては来年2月に実施予定でございます。また、本年5月には県内全ての公立中

学校の保健体育科教員を集めまして、武道の履修に際し、学習段階や個人差及び男女差を踏まえ、段階的な指導を行うなどの安全の確保に十分留意することを再確認いたしました。

なお、平成24年度から本年度9月までの武道の授業において、大きな事故、例えば死亡でありますとか、障害見舞金が発生するような負傷、疾病の報告はございません。

保護者からのご意見につきましても、特段保健体育課に、安全性でありますとか、指導上のさまざまな問題点については、特にご意見をいただいているものはございません。

また、規範意識について向上したのかという委員のご質問につきましても、特段その部分について、今調査をしている状況ではありませんので、今後検討したいと思っております。以上でございます。

○梶川委員 わかりました。

まず、1点目の不登校児童の対策については、一応奈良モデルができて、一つの方法はできているわけですから、適応指導教室をつくっても来ない子どももあるかと思いますが、その点は粘り強く説得して、しっかり各学校に市町村と協議して粘り強く説得して進めるように、特に要望しておきます。これ、一応了解しました。

それから、剣道、柔道の必修の件ですが、これも一応今のところ問題なく進んでいるようですので、指導者もしっかり確保して、安全性に十分気をつけて進めていただきますように要望して終わります。以上です。

○宮本委員 3点ほどお聞きをしたいと思います。

1点目は教育委員会ですが、いじめ問題への対応について、論点を一つに絞ってお聞きをしたいのです。この間さまざまに議論をされてきましたが、特に加害側の児童生徒へのケアという点に絞って対応をお聞きしたいと思っております。当然いじめ問題が複雑化、深刻化しているのはご承知のとおりで、例えば加害者が時を経て今度は被害者になるということもありますし、またいじめの対象を次々とかえて継続をすると、長期にわたるといふこともよく知られているところですし、またいじめの被害に遭っている児童生徒を保護することは当然大事ですが、加害側の生徒もいろいろな問題を抱えていて、例えば家庭に大きな問題を抱えていて寂しい思いを募らせているとか、あるいは学校に対して非常に勉強に意欲が持てない中でストレスを抱えているとか、あるいはまさかと思うような優等生、表面的には優等生で家でも全く手がかからないというのにいじめの中心的存在で発覚がおくれるとかあると思うのです。

そういう点で、加害児童生徒に対する心のケア、あるいは教育的な対応という点が、今、

非常に大事だと言われています。相当スキルも要ると言われていますので、一部に警察的対応、あるいは厳罰化だということはあるのですが、それでは全く問題を解決できないし、ますます解決をこじらせるような場面もあると思うのです。そういう点で、加害側の児童生徒への支援はどのようにされているかに絞ってお聞きしたいと思います。

2点目は、県立大学における給付制奨学金制度の創設について、提案も込めて質問したいと思うのですが、今、大学の授業料が相当高くなっているのをご承知だとは思いますが、私も学生時代に新聞配達をして、奨学金を得て学費と生活費を捻出すると。ここにおられる宮木委員もそうなのですが、いわゆる新聞奨学生という制度で何とか大学を卒業した一人として、私や宮木委員の時代は学費もそんなに、高くなったとはいえ年間40万円前後でした。ところが、今、年間50万円を超えているのです。県立大学と県立医科大学で見ますと、授業料だけで年間53万5,800円です。入学金は県内の学生は17万6,000円、県外は35万2,000円ですから、初年度納付金は80万円を超える。県立医科大学の場合は県内で28万2,000円の入学金、県外だと80万2,000円ですから、130万円を超えるわけです。時代をさかのぼって見ますと、1969年、団塊の世代の皆さんが入学するころは年間1万2,000円だったのです。40年間で50倍を超える学費負担になっているということです。

親世代の収入が今どうなっているかという、ふえていってれば学費を捻出できる年収になっていると思うのですが、ところが、今、40歳を超えてから減り続けている経済状況もあって、多くの方が学費の捻出に苦しんでおられると思います。それを示すデータが、日本学生支援機構の奨学金の受給率であり、1998年、15年前には23%だったのです。ところが、2010年には50.7%と。これだけ全部返さないといけないから学生の2人に1人は奨学金を借りて大学に通っている状況があると思うのです。

そこで、県立大学は何年か前に全国で唯一減免制度がないことを主張し、県立大学の学生からも署名が寄せられ、減免制度を創設した歴史的経緯が奈良県にありますけれども、そういった取り組みは非常に大事だと思いますし、役割も果たしていると思うのですが、これから県立大学をますます改革して、充実をさせていこうとしているのですから、経済的な理由で進学を諦める学生がないように、給付制の奨学金を検討する必要があると思うのです。同時にこれは、学業を奨励する、あるいは優秀な学生に奈良県に来てもらって、奈良県に残って就職してもらえようような報償金の意味も込めて給付型の奨学金を創設することを、真剣に検討すべきではないかと思うのですが、その点、お聞きしたいと思います。

す。

3点目は、文化振興課にお聞きをしたいのですが、世界遺産である春日山原始林あるいは東大寺史跡を有する若草山にモノレールを設置することについて、日本共産党は、これは世界遺産委員会に報告が必要ではないかと主張してまいりました。本会議でもそのように申し上げました。モノレール設置の計画ですが、きのう予算審査特別委員長から要求していただいたこともあって、資料をいただいたところですが、世界遺産である東大寺史跡のコアゾーン、あるいは春日山原始林のコアゾーンをどうしても通過せざるを得ないレールの予定になっていると思います。仮にコアゾーンを避けたとしてもバッファゾーンですから、世界遺産条約履行のための作業指針の172項に明記されています重大な現状変更にあたると、世界遺産における重大な現状変更に当たるのだからその手続をする必要があると考えています。

どういう手続が必要かという、この世界遺産条約履行のための作業指針の172項はこう書いています。資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元または新規工事を実施または許可する場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するよう要請するとあります。さらに、できるだけ早い段階で、例えば計画設計を起草する前に、変更不可能な決定を行う前の段階で通知することが求められるとあるのです。

きのういただいた資料を見ますと、3つのルート案が示されて、春日山原始林への地形改変の影響があると書かれています。また、コンクリート基礎だとか鋼製簡易基礎と比べて、鋼製簡易基礎、鉄骨を打ち込むほうが影響が少ないと書いていますが、実際には地盤に支柱を差し込む必要があると書いているわけです。さらに、乗降施設について見ますと、現地に砂利を敷き詰めて、基礎工事を施して、高さ3メートル程度の乗降施設を置くことで、明らかに世界遺産条約履行のための作業指針が言うところの重大な新規工事に当たると思うのです。その点、今の段階できちんと通知をして、きっちりと世界遺産委員会から承認をもらう、あるいはしっかりと理解を得る手続が必要だと思うのですが、その点どう考えるのかをお聞きしたいと思います。

○西上生徒指導支援室長 いじめ問題における加害者のケアについては、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対しましては、表面にあらわれた現象のみにとらわれずに、その背景に横たわるさまざまな問題を見きわめる必要がございます。

いじめの衝動を発生させる原因について、文部科学省では学校、家庭、地域社会など、児童生徒を取り巻くさまざまな要因のもとで、1つ目に、心理的ストレスを弱い者への攻

撃によって解消しようとするもの、2つ目に、基準から外れたものに対する嫌悪感や排除意識を向けられるもの、3つ目にねたみや嫉妬感情によるもの、4つ目に遊び感覚やふざけ意識から起こるもの、5つ目として、被害者となることへの回避感情などが児童生徒の心理的な要因が複雑に絡み合ったものであると示しています。これらを背景に、県教育委員会では加害児童生徒に対しても、いじめ早期発見・早期対応マニュアル等で明確に示しておりますように、いじめは決して許されない行為であることや被害児童生徒の心の痛みをしっかりと伝えるとともに、加害生徒へのカウンセリングの必要性やその心理的背景、また加害者が被害者に、あるいは被害者が加害者になることについてもその経過をよく観察しながら、毅然とした態度で加害者への指導や支援を行うこととしております。

また、いじめ問題でもそこには発達的な視点も見落とさないよう、場合によっては医療機関や臨床心理士との連携の必要性も考慮して対応するよう、学校や教員に伝えているところでございます。加えて、周りではやし立てている観衆や傍観者となる児童生徒への指導や支援もしっかり行うこととしているところでございます。以上でございます。

○福井教育振興課長 給付型奨学金の創設を検討すべきではないかという質問でございます。

就学が困難な学生を支援する方策といたしまして、大きく分けて2つ考えております。授業料の減免、もう一つが奨学金、貸与型ですとか給付型があると思っております。

県立大学では、成績優秀であるにもかかわらず経済的な理由によりまして就学が困難な学生を支援するために、平成22年4月から授業料の減免制度を実施しております。平成24年度の実績を申し上げますと、全学生679名のうち40名、約6%に対しまして減免を実施しているところでございます。内訳としては、全額免除が7名、半額免除が33名となっております。これが学生の就学支援に一定の役割を果たしているものと考えております。

さらに、東日本大震災でありますとか、紀伊半島大水害に際しましても、被害を受けた災害学生に対しまして、授業料の全額免除ですとか減免制度を活用しているところでございます。

なお、全国の公立大学の状況を見ますと、授業料減免による対策がほとんど確認しております。一方、法人化されました大学につきましては、給付型奨学金制度を導入している大学もある状況でございます。このため、まず県立大学の改革を進め、公立大学法人化を果たした上で、より魅力的な大学づくりの一環として、大学の目指すものとの整合性を、

また財源の確保あるいは授業料の減免制度、民間の奨学金制度との役割は十分に整理した上で検討すべきものであると考えております。以上でございます。

○竹田文化振興課長 世界遺産のご質問で、世界遺産につきましては国内法によりまして保護措置が講じられているところでございます。

ご質問の古都奈良の文化財の構成資産につきましては、文化財保護法のもとに厳密な保全が図られています。また、ご指摘をいただきました個々の構成資産の周辺には文化財保護法、古都保存法、その他条例等によりまして適切な範囲のバッファゾーンが設定されているところでございます。国内法にのっとった計画である限り、顕著な普遍的価値に影響を及ぼさないと考えており、報告する案件には当たらないと認識をしています。

なお、本計画を進めるに当たっても、担当部局からは、国内法にのっとって関係機関と連携をとりながら協議をしていくとお聞きしている状況でございます。以上でございます。

○宮本委員 まず、1点目のいじめ問題について、表面的な現象にとらわれずにカウンセリングなどを行って、経過観察も行いながら対応するとご答弁いただきました。

ただ、日本共産党が、今、いじめ問題で一番の焦点とっておりますのは、被害に遭った児童生徒の命を最優先に守るのは大前提、当然第一に考えなければならないのですが、いじめが起こる原因になっている背景にある問題をしっかり取り除くような対応は必要だと考えております。

さきの通常国会で成立したいじめ防止対策推進法は、社民党、日本共産党などが反対をしましたが、日本共産党は国民的に意識を持って対応するのは必要だと思っております。どうしても厳罰による取り締まりと道徳教育が中心の対応には、いじめ解決になじまないと考えるもので、例えば第4条でいじめを行ってはならないと、いじめを禁止しているのです。でも幾ら禁止をしても、いじめが起こる背景が当然あって、だめとわかっているけれどもやってしまうというのがいじめた加害生徒児童の心理状況としてあるわけですから、幾ら禁止をしてもなくならないと。むしろ、いじめた側の児童生徒の鬱屈した思いとか心理状況を丁寧に聞き取る作業が必要だと思っております。

さらに、第25条で懲戒を加える、あるいは第26条で出席停止を命じると。当然いじめに毅然と対応することは必要ですけれども、こういった厳罰主義は子どもの鬱屈した心をさらにゆがめて、教師との信頼関係を失ったりして、いじめの解消に困難をもたらすことも思っておりますし、また、第15条で道徳教育の充実を図ると書いてあるわけです。市民道徳の教育、それ自体はもちろん必要だと思っておりますが、それは教員や子ども、保

護者が自主的、自発的に進めてこそ実を結ぶものだと思っていて、こうやって何か特定の教育内容を押しつけることは、なじまない。

自殺事件が社会問題となった大津市立中学校は、市内で唯一の国の道徳教育推進指定校だったということです。調査委員会の報告でも、道徳教育や命の教育の限界について認識を持ち、むしろ学校の現場で教員が一丸となったさまざまな創造的な実践が必要だと言っているわけですし、ですから奈良県がマニュアルをつくって、現場の先生方中心に創造的な取り組みをしていこうとされているのは非常に高く評価をしているのですが、こういった厳罰主義ですとか、あるいは道徳教育の押しつけという対応では問題は解決できないという意見を申し上げておきたいと思います。

それから、2点目の給付型奨学金制度ですが、検討したいというご答弁をいただきまして、非常に心強い限りだと思っております。本当に今の大学の学費の負担が非常に重いものになっておりまして、学生がアルバイトをしなければ生活を送れない状況にある。一方で、今、ブラック企業が社会問題になっているように、学生アルバイトを貴重な戦力として固定的に正社員のように働かせる。シフトをびっちり入れられて、あした試験があるから休みたいと言っても認めてもらえないとか、学生の主任が新入りの学生アルバイトの指導をする、研修するという実態です。ブラックバイトと呼ばれているそうですが、こういう実態もある中で、本当に意欲のある学生がきちんとお金のあるなしで学ぶ権利を奪われることがないように、奨学金の創設を強く求めたいと思います。これは総括で知事に要望だけさせていただきたいと思いますので、申し上げておきたいと思います。

それから、3点目の世界遺産委員会への報告が必要ではないかという問いに対して、国内法を守っていれば必要ないという答弁だったと思うのです。しかし、今回焦点になっているのは、国内法である文化財保護法や古都保存法の規制を緩和して、特区申請してでもモノレールをつくろうと、奈良公園の整備をしよう、ここが今一番の焦点になっているわけですし、規制があつていろいろ困るのだから、規制をまず緩和しよう。それで、条件クリアしていろいろ手を入れるということでしたら、当然、国内法はそれでクリアをしたとしても、世界遺産委員会が求める史跡保護、保存のハードル、基準は到底クリアできないと思っておりますので、そういう立場で本当に進めていいのかという強い危惧を持ちました。

この問題については、知事にも直接お聞きをしたいと思っておりますので、総括でもお聞きしたいと思います。以上です。

○宮木委員 平成27年度高校総合体育大会についてお伺いいたします。

先日の一般質問でも触れましたが、平成27年度に全国高校総合体育大会、通称インターハイが和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催されることが決定しています。本県でも、ソフトテニス、柔道、弓道、フェンシング、空手道、アーチェリーの6競技を開催します。来県予定者は6競技で10万人超と聞いております。高校生アスリートにとって夢の舞台であり、インターハイの出場に向け、日々厳しい練習をしていると思います。全国から集まってくる高校生トップアスリートには少しでもいい環境で試合をしていただきたいと思っています。

そこで、お伺いします。平成27年度インターハイ開催に向けて、現在の準備状況はどのようなになっていますか。また、開催の基本的な方針や使用施設面の状況も含め、教育委員会にお伺いいたします。

○沼田保健体育課長 高校総合体育大会開催に向けましての準備ですが、昨年10月、県関係課、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、県体育協会を構成委員とする全国高校総体推進会議を立ち上げ、現在まで会場地市町村、競技日程等について、4回の会議を開催しております。また、平成25年度4月、県教育委員会保健体育課に高校総体開催準備係を設置いたしますとともに、高等学校体育連盟関係者7名が大会運営計画、またはスケジュール策定に向けて、週1日教育研究所で準備業務に当たっているところであります。

本県の開催に当たりましては、近畿6府県が連携、共同し、各府県民の理解と協力、高校生の積極的な活動を通して、簡素でありながらも心に残る大会を目指すとともに、各府県の次代を担う人材の育成と活力ある地域づくりの契機とする、こういった近畿6府県の開催基本方針をベースといたしまして、10月22日に第5回の全国高校総合体育大会推進会議で、本県の開催基本方針を協議いたします。

本県独自の開催基本方針といたしましては、紀伊半島大水害の被害を受けた本県の状況から、来年度実行委員会会長にご就任いただく予定の知事にもご相談した中で、県、市町村、学校、地域住民等の緊密な連携のもと、全国高校総合体育大会開催を、県南部、東部の地域振興につなげていくことが必要であると考えているところであります。

使用施設の状況でございますが、フェンシング開催の五條市では体育館を、弓道開催の吉野町では弓道場を新設いたします。また、ソフトテニス会場で県立明日香庭球場については人工芝コート、クラブハウスの整備等が計画され、関係課及び関係市町村と連絡、調整を図っているところでございます。いずれの施設も各種スポーツ大会の誘致や地域住民

の利用など、全国高校総合体育大会開催以後のスポーツによる地域おこしも念頭に入れて建設、整備の計画しているところであります。

また、柔道会場の天理大学袖之内第一体育館、空手道会場の宇陀市総合体育館、アーチェリー会場の県立樫原公苑陸上競技場の3会場は、過去にも全国高校総体を開催している実績がございます。

なお、先ほども触れましたが、平成26年5月には、知事を会長に県関係課、会場地市町村、競技団体等関係機関で構成する県実行委員会を立ち上げ、開催準備並びに大会運営に万全を期していく所存でございます。以上でございます。

○宮木委員 ありがとうございます。心に残る大会、よろしく願います。

インターハイの開催を通して、県内の児童生徒がスポーツに、興味、関心を高め、スポーツを好きになる生徒が増加することを、また子どもたちの体力向上につながらないかと考えます。そして、2020年開催の東京オリンピックには、奈良県出身選手が数多く輩出されることにつながってほしいと思います。その意味でも本年度より実行委員会を組織し大会準備をより本格的に進め、県が中心となり、開催地市町村、県高等学校体育連盟及び学校と十分に連携をとりながら、開催の準備を進めていただきたいものです。

また、インターハイは全国からの来県者に奈良県をPRする絶好の機会でもあると考えます。奈良のおもてなしの心が十分発揮できるように、周到な計画のもと万全な体制で準備していただきたいと思えます。よろしく願います。

○大国委員 教育委員会に1点お尋ねをしたいと思えます。

東日本大震災あるいは紀伊半島大水害後、公明党は県内の避難所施設の総点検をさせていただきました。その折にも本会議等でも、例えば県立高校等の避難所指定を受けていらっしゃるのに対して、マニュアルがないということが明らかになったことも申し上げてまいりました。

そんな中で、先般の総務部あるいは防災統括室にも質問をさせていただきましたけれども、さきの台風18号の折に、県立奈良高校の周辺住民の皆さんから、グラウンドにたまった水の容量が超えた時点であふれてくる、オーバーフローしてくると思いますけれども、その水がどんどん住宅地に向かって、側溝に向かって流れてくると。その量はすさまじいものであったと報告を受け、また私どもにも相談がございました。

こんなときに住民の方々が夜中、大量の水が側溝におさまらない状況に陥ったときに、住民の方々は床下浸水なり床上浸水もやはり心配されたようございまして、こういった

問題の中で住民の方が、例えば県立高校ですからもちろん奈良県に対して相談をしたいとおっしゃっても、現実には避難所の指定をしているのは奈良市でありますので、奈良市がどう対応するかは、私たちはわかるのですけれども、住民の方たちにとりましてはやはり建物は奈良県でしょということでおっしゃるわけでございます。

そこで、住民の方が緊急に避難しようとしても、例えば建物の管理者である学校担当者に連絡がとれないという問題、またそのため、万が一のときに施設を本当に利用させてもらえるのかどうかという心配まで出てくるわけでございまして、この初期の対応について、今現時点でどのようになっているのか、恐らく奈良高校だけではなくて、避難所として指定を受けられている、例えば特別支援学校であったり、さまざまな学校においても恐らくもうそういったマニュアルがほとんどなかったと記憶をいたしておりますけれども、そういった問題はどうかになっているのかと、それから県立学校の連絡体制、役割分担等々が決まっているのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

○松田教育次長（企画管理室長事務取扱） 県立学校におきます避難所の初期対応ということかと思っておりますけれども、9月30日の予算審査特別委員会の総務部に対します部局審査におきまして、防災統括室長の答弁でもありましたように、避難所の設置運営を行います市町村から施設管理者である学校長に対しまして、避難所開設の協力要請の連絡がありましたら、学校としてもその運営に協力していくことになっております。そういった協力関係につきましては、市町村と各県立学校との間で避難所の設置に関する協定を締結しておりまして、その中で明記されているところでございます。

委員ご指摘の点でございまして、県教育委員会といたしましては、そういった住民に不安は与えることのないよう県立高校施設の防災機能強化を進めると、これはもちろんのことでございますが、またご指摘のマニュアル整備に努めたいと。さらに県の防災担当部局と連携、協力して、市町村防災担当部局と現場の高校との間で連絡体制や役割分担など十分に話し合われるといった調整をしてまいりたいと考えております。以上です。

○大国委員 ご答弁ありましたけれども、県と市町村との役割分担なり連携は大事なのですけれど、住民との連絡体制あるいは日ごろの何か災害が起こったときの初動体制はこうしましようという仕組みまでつくってほしいということです。だから、少なくとも地域の連合会長あるいは地域の役員を含めて、市町村、それから建物を提供しているだけではなくて、県にもそういった責任があろうかと思っておりますので、答弁をいただき、理解いたしますけれども、そこはもう一步踏み込んでいただいて、万が一のときに住民の立場からした

らどうなのだと。

もう1点は、今おっしゃったように、県の管理者としての市町村との連携はどうなのか。2つ問題があると感じております。特に、避難されるのは住民ですから、今回の台風18号の際にも、最終的には教頭先生もいらっしゃったという話は聞いていますが、夜中とか、学校にいても当然真っ暗でどなたにどうやってどこに連絡したらいいのかという話が出てまいりまして、非常に不安な夜を過ごされたということでもありますので、現実をお聞きしているとマニュアルが余りないということでもありますから、余計に住民の方々の立場からすると、この状況で大丈夫なのかということになるわけです。だから、昼間の災害、夜の災害、さまざまで、先生がいらっしゃるときはそれはそれなりに対応はしてもらえと思うのですけれど、今回のようにいらっしゃらない時間帯に、災害が起こる可能性が身近に迫ってきたときに、住民の方とのやりとりができるのかできないのかも含めて、非常に大事なことだと思います。

当然地域の方々の中には高齢者もいらっしゃいますし、最優先で何かあったときには避難をしてもらわなければいけない方もいらっしゃると思います。さまざまに地域は地域で防災訓練はされていますけれども、そういったことも含めて、詳細に市町村と連携をとっていただいて、あらゆるところから、全て任すということではなくて、かかわっていただいて、そういった視点でご協議をいただければと思うのですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○富岡教育長 おっしゃっていることは非常に大切なことだと思います。ただ、先ほど答弁もしましたが、一義的にはもちろん市町村が動かねばなりません。我々は広域指定を受けていると、いわゆる二次的に逃げるという大きなところですが、ただ、そばにありますので、住民の方は当然そこが広域で二次的だとかは思っておられませんので、そこを市町村とよく詰めて、市町村はまた市民の方とよく詰めてやっていくという、それがマニュアルという形になれば、一番理想的な形ですので、そのように進めていきたいと思っております。

○大国委員 ありがとうございます。現実いつ起こるかわからない災害とか、またこういった大雨、ゲリラ豪雨は頻繁に起こるような時代になりましたので、教育長からも答弁をいただきましたように、着実に進めていただきますように、また機会があれば質問をさせていただきますと思いますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○山村委員 2点について伺いたいと思います。

まず最初に、観光につきまして伺います。

観光戦略についてですけれども、魅力ある奈良公園づくりということで、奈良公園基本戦略がつくられまして、さまざまな計画が推進されようとしております。その中には若草山にモノレールなどというところでもないものもあります。これらはまちづくり推進局が担当して行っていることですが、中身的には施設整備が中心で土木に係るものですが、ソフト面での計画ではないことが残念に思っています。モノレールをつくれば人が集まってにぎわいや宿泊がふえるのか、この点についても疑問を持っております。観光客の方に何度も訪れていただける、そういう奈良県にするには、快適な施設整備も必要でありますけれども、他の地域にはない奈良公園独自の魅力を生かした観光戦略が必要ではないかと思っております。こういう観点から、観光局としてはどのように取り組んでいらっしゃるのか、1点お伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、奈良公園のこの観光にもかかわるのですが、奈良県全体の観光ということで、奈良県は日本の文化の発祥の地ということで、例えば華道や茶道や能楽、古武道、あるいは雅楽、書、彫り物や能面、お酒もそうですけれども、たくさんのもがあると思うのです。こういうものを本当に生かして、外国の方々にも日本の文化、礼儀作法やわびさび、そういうものも含めて体験してもらうことが、観光にうまく生かされていないのかということで、この点ではさまざまに工夫もなさっていると思っておりますけれども、先日高校生議会が行われまして、高校生の方が非常に新鮮な目でこうした観光への取り組みということでの意見表明をされました。奈良のお茶や、それから高山にあります茶せんなども含めて、そういうものを若い感覚で生かしていきたいということで、非常にすばらしいアイデアだと思ったのですが、私は何とかそういうご意見を生かしていくことはできないものかと思っているのですが、その点についてどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○浅田観光振興課長 まず、県の観光振興の関係です。ハード整備も当然必要でございますが、奈良県は日本、国の骨格ができたといいますか、日本の歴史そのものの地でございますので、奈良県に残っております歴史文化、そういったものも切り口にしてお客様の誘客に今現在努めているところでもございます。例えば巡る奈良という事業がございますが、その中で秘宝・秘伝の特別開帳を全国にPRして、お客様を奈良県に呼び込むということを取り組んでおります。

2点目でございますが、伝統工芸、伝統産業体験を活用して、お客様を誘客してはどう

かということでございます。

委員おっしゃっていただきましたように、高校生からご提案もいただいております。奈良県には茶せんをはじめ、筆、炭づくりなど、伝統工芸、伝統産業数多くございます。それを活用して観光客の誘致を促進、図ることは、奈良の魅力を体感していただける機会として有意義なものと考えております。このような伝統工芸、伝統産業につきましては、例えば生駒市高山の業者が実施されております茶せん製作体験をはじめ、握り墨体験、金魚すくい体験、手すき和紙体験など、観光客向けの多様なプログラムが用意されており、奈良県へ訪れた方が気軽に体験していただけるとなっております。

県といたしましても、こういった体験メニューを活用し、旅行会社、旅行雑誌社、メディアに集まっていただく観光見本市という事業もやっており、その中で旅行商品の観光素材として、また修学旅行での体験メニューとして学校の教諭、旅行会社の方々に積極的にセールスプロモーションを行っている状況でございます。

さらに、奈良まほろばソムリエ検定におきましては、奈良通1級の受験の際、履修が必要となります体験プログラムに、高山茶せんの製作体験などの伝統工芸体験も設定されているところでございます。引き続き、県だけでなく民間も一体になり、多くの方に奈良県の伝統といいますか、文化といいますか、そういった魅力を知っていただく取り組みを続けていって、多くの方に奈良県に来ていただきたいということで進めていきたいと思っております。以上でございます。

○山村委員 民間の方々も含めていろいろ取り組みがあるということで、それを本当に生かしていただきたいと思っているのですが、例えば能楽も奈良県で発祥したとはいえ、なかなか維持をしていくのが大変という実態もお聞きしておりますが、そういう重要なものを守って、さらに発展させていく上でも、観光という面からも応援すればかなり変わったものになるのではないかと考えていますので、体験を通じて奈良そのもののよさをわかっていただいて、理解を深めていただいて、何度も来ていただける環境をつくっていくことを、さらに頑張りたいと、その点をお願いしておきたいと思っております。

それと、奈良公園ということで申しますと、公園が今のような形で、1,300年の歴史ある形を維持し続けてきた背景には、やはり住んでいる人と自然との共生、環境を破壊せずに守ってきた歴史というかけがえのないものがあると思うのです。今、世界の国々のテーマになっている自然との共生、どのように人間が自然を守って生きていくのかという問題ですとか、文化そのものもその中で守っていくことが、世界の注目を集めるすぐれた

実績として奈良県にあると。それは他府県にもない、物すごく大事な遺産だと思っているのですけれども、そういうことを世界に発信してアピールしていく、そのことで奈良県は世界で一番すぐれた研究がされているとか、そこに行ったら学べるとか、奈良県でそういう研究大会であるとかイベントが開かれるとか、知事がよく言うコンベンションというのが奈良公園を通じて発信していくようなものになれば素晴らしいと思っていますので、奈良県にある宝、あるいはこれまで守ってきた遺産、それを本当に意味があるものという事で大切に生かしていただきたいと思いますし強くお願いしておきたいと思っております。

次に、平城京の国営公園について、文化財保存課にお聞きしたいと思います。

国土交通省と県によって、国営公園ということで整備が進められております。とりわけ、この間大問題になってきたのが朝堂院跡地の舗装であります。これは昨年完成する予定でありましたけれども、世界各国の人々からも反対署名が寄せられるなど、3万筆を超える物すごい反響がありまして、現在、平成25年11月過ぎから着工されるという状況になっていると聞いております。この舗装に当たって、国土交通省は、平城京のあった時代に草地はなく広場であったということで、その往時の状況に基づく整備をするということで、草原を残してほしいという声ではなく、そういう整備をしたいと説明をされました。

ところで、朝堂院広場が整備をされますと、その後に広場に隣接してこのたびあずまやを建設する計画がされておりました、既に発掘調査も終わったと聞いております。文化庁は多分許可するのではないかと思うのですけれども、このような便利施設、来訪される方のための休憩の場所は、文化庁のもともとの管理指針の中では、平城宮跡の真ん中部分にはつくらないと、できるだけ離れた場所につくるという方針を明確にされてこられました。しかし、今回つくられる場所は朝堂院広場、朱雀門から真っすぐに大極殿に通るその部分に当たるところですから、当時なかったものを新たにつくることで、非常に問題だと思うのですけれども、こういうことは認めるべきではないと思うのですけれども、その点どうなのかをお伺いしたいと思います。

○小槻文化財保存課長 平城宮跡の整備の件についてでございます。

あずまやの設置は、国営公園事業として国土交通省が実施するものであり、その設置に係る現状変更は最終的には文化庁が判断することではありますが、文化財の保存と活用を目的とする文化財保護法の趣旨からしますと、便益施設につきましては文化財の活用上必要なものであり、史跡の本質的な部分以外の場所に遺構の保存に影響のない工法で設置するのであれば認められるものと考えます。

今回のあずまやは、本質的な部分である第一次朝堂院及び第二次朝堂院の外側の中央緑陰エリアや西緑地エリアに設置されるものであり、有識者及び国、県等の関係機関によって検討され、国土交通省が平成20年12月に策定しました国営平城宮跡歴史公園基本計画の中で示されている施設全体の配置計画に基づくものでもあります。史跡の景観に影響を及ぼさないものにする必要はありますが、便益施設につきましては、むしろ史実に基づいた復元建物と誤解されないように配慮することが求められます。

以上のことから、県教育委員会としては、便益施設の設置計画は適切なものと考えております。以上です。

○山村委員 便益施設をつくらないということではなくて、当然必要なものですから、現在もトイレをつくられたり、休憩所もつくられています、いずれも中央からは外れた部分につくられております。問題だと思うのは、あの部分に建てられることは、現に今、復元された大極殿、そして、その大極殿の周囲に今、修景柵がありますけれども、あれは撤去を求められておりますが、そのかわりに回廊を復元する計画が進んでおります。それらは朱雀門も含めて、研究者が長年研究をされて、史実に基づいて往時のものであろうというものを建設をされるというものです。一方で、そういう本物を目指す復原がされている、そのすぐそばににせものである現代的な建物。それはできるだけ雰囲気を壊さないものにされると思いますけれども、全く史実に基づかない、もともとなかったところに建てているというものが混然となってしまうことになりまして、公園を整備するという理念から見ても整合性のないあり方であると思うのですが、そのことを今の答えの中で言うておられましたけれども、この基本的な理念と言われているのは、奈良時代を今に感じる空間を創出するというので、朝堂院広場の舗装ももうそういうことでつくられてきたという意味があります。それと違うものをもととの計画に書いてあったからということで、奈良県が安易にいいです、全面的に賛成ですよというのは違うのではないかと感じております。今の説明では、計画をつくったときにも有識者が検討して、それは大丈夫ということで行かれたということをおっしゃったと思うのですが、この公園の計画を推進していくに当たりましては、奈良県、それから奈良市、そして国土交通省や文化庁、奈良文化財研究所などが、一つ一つ検討しながら進めていくことでもありますので、改めてこの問題については提起されるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○小槻文化財保存課長 先ほどの公園整備との理念の関係ではありますが、施設整備をするに当たりまして、本質的な部分については残す、しかしながら、活用の面からして便益施

設は必要ですという考えであります。先ほど申し上げましたように、便益施設については一切つくってはならないということでもありませんし、その場所を考慮して検討してつくことも可能であります。第一次朝堂院、第二次朝堂院の中は本質的な部分ではありますが、その外側の部分は便益施設、休憩施設等は可能であるという考えでありますので、あわせて計画の中にも配置計画としてそれが示されていると申し上げましたが、そういうことを踏まえまして、適切なものとお答えしたものであります。以上です。

○山村委員 お答えの趣旨はわかりました。中央の大事な部分ではないと県は考えているということですが、平城宮跡、世界遺産のコアの部分は、全体を含めてそうなのですが、その中でも特に中心部につくらないということであると、この部分は中心部に当たる部分だと思います。既に世界遺産委員会が中心部につくられている大極殿を囲む修景柵の撤去、それから、それではない場所につくった駐車場やその他の施設について、仮設のものは撤去しなさいということで指摘をされておられます。そういうことから考えても、あれはやはりふさわしくない、認められないものだと思います。

この点につきましては、さらに日本共産党が文化庁にも働きかけるという形で取り組んでいきたいと思いますが、県としても考えは変わらないかもしれませんが、ぜひもう一度よく考えていただきたいということを申し上げまして、この点については質問を終わりたいと思います。

それで、もう一点だけ確認しておきたいと思っておりますのは、実は朝堂院の広場の舗装に当たって、舗装をすると水の流れが変わるということで、調整池をつくるのが同時に行われました。既にもうつくられているのですけれども、その調整池の建設に当たりましては、ためた水を受けるということで、世界遺産である平城宮跡の外側にある池とつながる水路が計画をされておりました。その水路を建設することで、水路の地域になっている部分の樹木がかなり伐採をされました。自然環境に大きく影響するということで、なぜこんな伐採をやられたのかと国土交通省にも申し上げましたけれども、その後、木は切ったものの水路はつけれないことになって、工事はしませんという返答をいただきました。なぜですかと言ったら、発掘調査をするまでもなく、そこの非常に浅い部分に遺構があるということがわかったということで、その計画はなくなったということですが、この間大雨が降ったときには、あのあたり一帯が非常に水浸しになっていました。こういうことで、この計画そのものが非常にずさんだと思ったのと、それと、もともと文化庁が調整池をつくるに当たりましては、まずもって発掘調査を行って、それは奈良県に対しても、

そういうきちんとした調査が行われるかどうかを確認するようという指示が来ていたと思うのです。そういうことがなされるまでに木も切ってしまうて、そんなずさんなことになることについて非常に疑問があります。この平城宮跡国営公園の管理ということで言いますと、何度も申し上げているのですけれども、国と奈良県、やはり奈良県が管理指針をつくってすべきだと計画にも書かれておりますけれども、その点での責任は本当に果たされているのかどうかをずっと疑問に思っているのですが、その点についてはいかがかお伺いしたいと思います。

○小槻文化財保存課長 朝堂院広場の横の調整池の工事に関しましてであります、委員お述べのように、工事をする前に発掘調査をしたことにつきましては、文化庁許可をして、発掘をする際に守るべき遺構面があれば、それはその時点で対応を考えるということでもあります。そういう文化庁の条件にも奈良文化財研究所が立ち合う等の条件がついておりました、それに基づいて発掘をして遺構面が見つかった。では、どうするかということで、再度検討を行うということですから、許可に基づく適切な行為によってそれがわかったので、工事を一旦やめて検討している状況であります。そういうことありますから、特に法に違反して進めたという工事でもありませんし、我々としても手順に従ったものであると認識しております。以上です。

○山村委員 手順に従っているとおっしゃいますけれども、もう木は切ってしまったのです。その木を新たに植えようと思っても、あそこはそういう遺構がある場所ですから植えることはできないのです。もとに戻すことができないことをやっちゃって、それは適法だったと今さら言われても納得できないというのが意見であります。以上です。

○中村委員 教育委員会に2件、いじめの問題ですけれども、さまざまな手法で一生懸命やっております。しかし、これは重大な社会問題でもあり、これからの日本を背負っていく子どもたちにとって、教育現場を含めて根絶をしなければならない事案であるということで、まず、端的に第1点、このいじめの背景は一体どこにあるのか、何が原因でいじめは出てきたのか、ここら辺の教育委員会の所見。いじめの根本原因は一体何なのかと。いろいろな行政的な施策以前の問題として、いじめの原因はどう考えておられるのかを、第1点は聞きたいわけです。そこで、いじめ防止対策推進法が成立をした。その中に、先ほどもいみじくも言われましたけれども、道徳教育が書いてあるのです。今後、県の教育委員会として、ここからは行政の責任になるのですけれども、道徳教育といじめをお考えになって、道徳教育をどのようにいじめ対策に生かしていこうとされるのか、こ

れが第1点です。

それと、2点目は、昔から、旧の教育勅語も、「朕思うに、我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠にして、徳を樹つること深厚なり」と。新生日本が明治維新を起源といたしますと、日本人には徳があるわけです。その解釈についてはいろいろあると思うのです。しかしながら、日本人の歴史と伝統を守り、そして日本人の持つ社会性、あるいはもろもろのことを、徳を大事にして今日まで来ておった。しかしながら、戦後、この教育も含めて道徳教育が非常に廃れてきた。今、国においては自由民主党政権に復帰をして、道徳の教科化が叫ばれているわけです。遅かれ早かれ道徳の教科化は実現すると思うのです。

県におきましても、各小学校等においても、担任の先生によって道徳的なことをやっている、あるいは各学校に兼任の先生を置いて道徳教育をやっておられると。しかし、教科ではないわけです。だから、現在副読本等々においてさまざまな記述はあるわけですが、県は道徳とは一体何だと、どういうことを目指して、道徳、ホームルームを埋めて担任の先生を通じて、副読本を通じて生徒に何を求めているのか。このことについて、まずお聞きをしたいと思います。

○西上生徒指導支援室長 まず、いじめの根本原因について、もう少しお話ししたいと思います。

先ほども申し上げましたように、子どもが持ちますさまざまな心理的要因のほか、もちろん学校の成績等、学校のさまざまな活動にかかわるストレス、また家庭のさまざまな問題から来るストレスもあるかと思えます。もちろん地域社会での人間関係におけるストレスもあるかと思えます。これというものを即答的にお答えはできませんが、それぞれのケースによって、その状況を踏まえて取り組むべき課題と考えてます。以上です。

○安井学校教育課長 道徳教育といじめとの関係でございますけれども、道徳教育といえますといろいろな目標、あるいは取り組みの狙いがございます。その中で、例えば正しいと判断したことは勇気を持って行うでありましたり、あるいは友達とお互い理解し合って、そして信頼し助け合う。さらには生命のとうとさを感じ取ったり、生命のあるものを大切にす。当然、約束は守る、社会の決まりを守って公德心を持つということもございます。そういったことを通じていじめをゆるさない心情、あるいはいじめを見抜く判断力であったり、いじめに立ち向かう意欲、態度を道徳教育の中でも育てていくべきだろうと考えております。

また、そもそも道徳教育の目標とはどう認識しているのかということですが、こ

れはさまざまな観点からいろいろな表現の仕方があるかと思いますが、やはりよいことと悪いことの区別をする。よいと思うことを進んで行う。また、日ごろお世話になっている人々に感謝をする、生きることを喜び、生命を大切にできる力を持つ。また、働くことよさを感ずてみんなのために働くといったことなどが、各小・中・高の発達段階によって、その内容につきましては軽重あるかと思いますが、そういったことが道徳教育の根本的な内容であると認識をしております。以上でございます。

○中村委員 いじめ防止対策推進法で道徳教育という項目があるでしょう。これをどうするのかと聞いているのですが、どうですか。

○安井学校教育課長 いじめ防止対策推進法の中で道徳教育の充実という部分でございますけれども、その点に関しましても、社会の決まりを守るであったり、生命を守ることも含めまして、さまざまに防止に資することを踏まえて、全ての教育活動の中で道徳的な感覚、あるいは働く、日ごろお世話になっている人に感謝をするであったり、よいと思うことを進んで行うという内容について、道徳の時間のみならず、各授業等においても、あるいは清掃活動、さまざまな学校行事を通じて、そういった観点から取り組むべきものであると考えております。

○中村委員 人は社会を離れて生活はできないわけですから、子どもも大人も一緒なのです。そうすると、教育の根本は何かと。やはり生きる仕組みとか、いろいろなことを我々は学ぶわけです。そうしますと、小・中学校とかにおいて、今言われた、例えば目上の人に挨拶をする、いろいろな生活規範です。個人の問題と、個人が生きていく上で社会が責任を働かさなければならない問題があると思うのです。小学校で、目上の人に礼儀を尽くしなさいという教育は大事なことです。しかしながら、啓蒙啓発、教育の中で個人の問題以上に、例えば国の生成の歴史、そして、あなた方は日本という国で、今こういう社会で生きていると。そういう中でどう生きるべきか、そういうことを教えていかなければいけないと思うのです。

そうすると、日本の過去、来た歴史を学んで、そういうことも含めた道徳教育が今、叫ばれているわけです。そうしますと、今、各現場において、ホームルームにおいて、副読本において、どれぐらい道徳教育が比重を占めているのですか。教科化になったら歴史の先生はまた多く必要です。道徳は採点できないと今、言っているわけです。英語や数学だったら採点できると。道徳教育は採点できないけれども、人の生きる上で一番大事なことやないですか。そうしたら、いじめの問題も含めて、我々が日ごろから教育現場の中で啓

蒙啓発、その原点は、人の生きる道を教える道徳を頭に置いてやっていかないといけない。

そうすると、教科書の記述においても、例えば昔は東郷平八郎、日本の人口に膾炙する偉人、知人の功績を教えてきたわけです。今はそれ全然ないです。これは、日本の社会の弱点だと思っているのです。日本教職員組合とのあつれきもあった、そして民主主義という名のもとにいろいろなことがあったけれども、本来、日本が教えなければならない。奈良県はそうではないですか、卑弥呼の時代、奈良県は日本人のふるさとです。その卑弥呼ですら教育委員会は忘れ去って、吉野ヶ里に、九州説に任せているわけです。

これは蛇足ですが。そういうことを含めて、そういうことがなぜ起こるのか、社会的な背景があるわけです。社会が原因しているわけです。その社会の原因をつくったのが何かというと、我々大人です。それを起こさせないために、政令なり条例なり法律があるわけです。人を殺したら懲役何年の刑に処すと刑法と一緒に。それを今、びしっと我々は、教科化も目前に迫っているなら準備をして、もっと教育現場でしっかりと記述の内容も含めてふやし、そしてホームルーム等々においても、その内容を精査してやっていかなければいけないと思う。今の現状はお寒い限りです、根本的にあなた方が、教育現場で先生が、1年に何時間か道徳の研修をしましたと。その先生が個人の主観でホームルームで言っているだけです。本当に系統立って言っているのですか。そのことも含めて、もう質問しませんが、回答は教育長やってください。

○富岡教育長 非常に難しい質問でございます。道徳についてはどうかということでございますけれど、社会というのは、そのとおりでないだろうかと思っています。社会的きずなをどういう形で身につけていくか。このきずなのありようは時代によって変わってくると思います。そういうものが、道徳に反映されていくことが規範とか、あるいは基本的な生活の中でどうあるべきかという処し方などを一定身につけていくのではないかと。抽象的ですけど、そのように考えております。

それと、道徳は今どうなのかということで、道徳資料を実はつくっております。ただ、系統立てているのかどうかといいますと、今、道徳教科化の中での課題が、教科書がない、教科書をどうするのか、あるいは評価をどうするのか、それから先生の免許はどうするのかという点が非常に大きな問題点として上げられております。教科化になるのかどうかは、まだ再生会議等で今、話をされている段階かと思っています。

我々としては、今日まで道徳資料ということで、できるだけ、棚田嘉十郎さんですか、奈良県にちなんだ、地域にちなんだ方を例として挙げながら、そこでその生き方と

か、あるいはなされたこととか、考え方とかを学習するということで参考になるように、地域にちなんだ道徳資料ということでできるだけ活用してもらおうようにしております。そういう意味では、あくまでも奈良県の中で我々が教育を、道徳を考えるという中では、奈良県にちなんだものでやっていきたいと。この発展系みたいなものが、高校生に行っております奈良TIMEという形にもなっているわけで、地域のことをよく知ってもらうことも含めて、そういう形では考えてやっているところでございます。

○中村委員 理解に苦しむ答弁で、もう多くは言いませんが、きずなを深めるとか、地方が幾ら努力をしても、我々の社会生活の中で既成しているのは何かというと、まず、国の政策です。国で法律がつくられれば、その法律に基づいてやっていかなければいけないわけです。今まで道徳教育が戦後言われてきたけれども日の目を見なかったわけです。しかし、教育基本法の中に道徳教育ということは明記されたわけです。大いに前進したと思っ
ているのです。そしたら、それをどのように県教育委員会が解釈をしてやっていくかが大事だと思うのです。奈良県奈良県と、地域の特性と言っているようですけど、生きる国民、1億1,300万人の国民の中で、福岡県の国民と奈良県の国民と、小学生、中学生で夢や希望は違います。しかしながら、日本人だという点においてはかわりないわけです。日本人が持つべき規範とか資質を考えた場合には、奈良県も大きな国の流れの中で創意工夫をやっていって、奈良県だけのいいものって、そんなものないです。そういうこと考えたら、やはりもう道徳教育、このいじめの問題もそうですけれども、まず指導者がしっかりするという。その指導者づくりのために時間を割いてもらいたい。そして、来るべき教科化には、全国に先駆けて道徳教育の先進県として頑張ってくださいますことをお願い申し上げまして、終わります。

○高柳副委員長 4点。教育が2つあります。代表質問の関連ですけれども、高校生の通学の関係で、どう質問を組み立てたらいいかと思いつながら、中村委員の質問とは少し立場は違うのですけれども。

奈良交通が廃止、縮小を申し出た25路線45系統、バス路線の話は去年から起きているのです。25路線の話がどう伝わっているかと言うと、平成25年10月には廃止も含めて結果を出してほしいとテーブルに上げられたのです。そうしたら、教育委員会のメンバーは、通学にバス路線を使っている人がいるだろうと。これはジャブの応酬で結果は決まらないと思っていたのかわからないけれども、その中で何人使っているかという実態はつかまなければいけません。9月20日に代表質問をするので、実態はどうですかと言う

と、9月6日に調査を学校現場におろしているのです。9月11日に集約となっているのですよ。この話を聞いて、もっときっちり調査してくださいと、5日間ぐらいで集約してくださいという話はないと。中身はどのような文章かと聞きますと、25路線45系統に限って調査してくださいと言っているのです。それは南部地域が中心の赤字路線で、廃止されるというテーブルに上がっている路線です。しかし、生駒市の富雄庄田線は、県補助にはなっていないけれども赤字路線です。奈良北高校の生徒が通っていることも含めて、バス路線全体が今、県土マネジメント部を中心にすったもんだしている大きな課題なのに、教育委員会はものすごくのんきだと感じました。その辺のところの見解も含めて、今、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

その次に、いつも質問させてもらっています教育費の問題です。公的な高校はほぼ義務教育になっていて、そこにきっちり向かい合わないと、家庭の教育力に依拠している風潮があつて、貧困が連鎖する文化が奈良県の中にあるのと違うかとずっと言っているのですけれども、県教育委員会からもらいました過去5年間の資料には、愛知県と奈良県はずっとワースト3の中に入っているのです。愛知県は、トヨタ自動車があるからとかどんどん伸びている自治体の中で別格で、これは統計に出てきていない何か別の手だてがあると思うのです。奈良県は純粹に、一貫して5年間、ワースト1とワースト2を行き来している状況です。奈良県は統廃合してすごく集約的に運営しているから低いという説明ですけれども、平成23年度の岐阜県は、以前まではワースト5に入っていないのです。埼玉県は出たり入ったりです。千葉県もすごく高いところから落ちてきているのです。年度ごとに特徴があるのに、大都市近郊の奈良県は、集約したからいいというだけでは説明のつかないデータがあるのです。だから、この辺のところをもっときっちりと分析したことを、代表質問では答えられないだろうということで、今回もう少し丁寧にこの表の分析をしていただいたことを答弁してほしいと思います。学校規模が大きいからいいというのはすごく失礼な答弁だとずっと思っています。愛媛県も滋賀県も悪い位置にはいますけれども、ワースト5からは抜けています。みんな出入りしているのです。キープしているのは奈良県と愛知県だけ。愛知県は別格です、自治体の規模も含めて、予算の小さい奈良県とは違う大きな県でしょう。だから、ここをもう少し丁寧に分析した形で代表質問の続きの答弁をしてください。

次、外国人支援センターが新たにつくられたという事業です。その事業があることを知り、ならシルク博記念国際交流財団が廃止になる中で、どういう引き継ぎをするのかとい

う質問をしたのを覚えています。そのときには、引き継ぎという答弁はなく、国際観光課がそれを担っていた。ことしですか、外国人支援センターができた。引き継いでいると言っているのですけれども、何を引き継いでいるのかと思います。これが1点。

もう一つは、外国人にしても、観光で来る人、留学生、そして外国人労働者があります。そのこのところに関して、どれだけ緻密に分析してかかわっているのか。外国人支援センターは国際観光課が担当だと。外国人労働者が果たしている役割、奈良県の中でどれだけの税収を満たしているのか。なおかつ、外国人労働者が入って20年近くになっていると思いますけれども、その中で、きっちり外国人労働者の支援をしているのであるならば、今、どう分析しているのか。世帯の数、子どもは今、何歳ぐらいになっていて、どういう課題があるのか。どんな仕事や、地域的にどういうところにいるのかも含めて分析して、はじめて手厚いというか、向かい合った外国人支援センターの活動ができると思うのですけれども、国際観光課の視点で言っていたきたいと思います。

もう一つは、東アジアサマースクールが今回夏に行われたのですけれども、その成果を言っていたきたいと思います。若い人たちに来ていただいたと思うのですけれども、参加者への呼びかけ方ですが、どういう形で公募しているのか。今までサマースクールは何回も行っていると思いますけれども、今回の一人頭の金額は大分安くはなってきたけれども、最初は本当に想像もつかないぐらい一人頭、100万円、200万円という高い金額でサマースクールの生徒に使っていたと思うのですけれども、その人たちに対してどんな追跡調査、奈良県との関係、東アジアサマースクールが目指していた、環境をつくっているのかを教えていただきたいと思います。6月議会で、第4回地方政府会合を中国がやってくれないから奈良県ですと手を挙げていたけれども、それと同時に、5回目のことも準備しているだろうと思いますので、その考え方も含めて教えていただけたらと思います。

○安井学校教育課長 高校生の通学手段調査についてでございますけれども、委員お述べの25路線45系統のバスを利用している県立高校の生徒の状況を詳しく把握するために、現在、自宅から鉄道駅間のバス利用状況と、鉄道駅から学校間のバス利用状況に分けて調査をしているところでございます。少し集約の期間を延ばしまして、より綿密に丁寧に調査したいということで、調査結果は10月下旬をめどに、現在、集約をする予定をしております。もちろんその結果につきましては、関係課にも伝えてまいりたいと思っております。

それ以外の路線につきましても、利用状況につきましても、調査の必要がある場合には、これも関係課と連携しながら、ご指摘の路線以外の部分につきましても検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

○松田教育次長（企画管理室長事務取扱） 教育費の関係でございます。代表質問でもご指摘いただきましたように、高校生1人当たりの教育費がこの数年低位であるというご指摘かと思えます。

この調査でございますが、これは文部科学省がやっております地方教育費調査といたしまして、統計法による基幹統計で実施しております。調査の対象は、全国同じベースでやっておりますので、愛知県とおっしゃいましたけれども、特殊な事情があるのか知りませんが、基本的には同じベースで考えてよいと考えています。ただ、毎年の全国順位の低下につきましては、その時々各都道府県の教育需要に応じて多少教育投資が変わったりしておりますので、その辺の影響かと思えますけれども、そこまでは分析に至っておりません。

ただ、大きな傾向で申し上げますと、本会議でも知事が答弁申し上げましたとおり、本県では高校再編により県立高校の規模が全国規模で大きくなっております。それで、教育の分野で、規模の利益といわれるものが働いているものと考えられまして、本県同様、大阪府とか埼玉県、愛知県などですが、こういう県につきましても、生徒1人当たりの教育費が軒並み低位にあるという傾向を示しております。

本県の高校再編前の状況はどうであったかということでございますが、再編前の平成15年での全国順位は33位でございました。それで、恐らくこういう規模の利益が高校生1人当たりの教育費に一番大きな影響を与える原因ではなかったかといえます。以上です。

○福井教育振興課長 東アジアサマースクールの関係でございます。

まず、ことしのサマースクールにつきましては、8月17日から2週間の予定で実施いたしました。このサマースクールにつきましては、中国、韓国、ベトナム、あと日本と、45名の学生が参加になっております。募集方法につきましては、東アジア地方政府会合に参加している団体につきまして募集を行ったところで、45名の参加となっております。

今回の実施した学生の、後の追跡調査の件に関しましては、今年度から第1回から第3回含めまして、卒業生とのネットワークづくりを進めておりまして、今現在、フェイスブックの立ち上げ、メール等の意見交換といったものを始めております。今後、奈良県からの情報発信、また塾生からの情報提供、またいろいろ意見交換をしていきたいと考えてお

ります。来年度につきましては、今年度の実施の内容を改めて精査いたしました上で、来年度の計画を予定したいと考えております。以上です。

○阪本国際観光課長 外国人支援センターのことを申し上げます。

なら・シルクロード博記念国際交流財団で行ってございましたものが外国人支援センターに引き継いでいるのかと言われましたが、これまでなら・シルクロード博記念国際交流財団が担ってございました国際交流の支援、多文化共生の促進につきましては、この外国人支援センターで引き継いでいるところでございます。

外国人支援センターでは、なら・シルクロード博記念国際交流財団でも行ってございましたものと同様に、在住外国人に対しての多言語での生活相談や情報提供を行っております。また、地域の国際化促進のために県民や国際交流団体の方々とのコーディネート役につきましても、国際交流団体の活動を県のホームページに掲載したり、情報提供等を直接やっているところでございます。さらに、なら・シルクロード博記念国際交流財団解散後に、平成24年は大学や民間の方々の実施としてございました留学生の支援につきましても復活させ、外国人支援センターの中に留学生交流室を新設いたしまして、県内の社寺や文化施設を無料でめぐるパスポートの発行や、留学生の交流イベントの開催などを通して、奈良県の文化を留学生の方々にも知ってもらう機会も提供しているところでございます。

もう一つ、在住外国人の方への支援についてです。

現在、奈良県に在住の外国人の現況は、総数が1万1,000人でございます。これは平成24年12月末の法務省の在留外国人統計によるものでございます。全国の外国人の約0.5%でございまして、奈良県人口の約0.8%でございます。過去10年間の全体数1万1,000人程度でございまして、これは同様に推移しているところでございます。出身者は、国籍別でいきますと、一番多いのは韓国、朝鮮人の方、これが39%いらっしゃいます。あと中国人の方が30%、フィリピンの方が5%、ブラジルの方が5%という状況でございます。在住外国人の中には長く日本に住んでおられて生活に不自由のない方もおられるのですが、留学生や、技能実習生とかで来られている方につきましては、来日している方々に周囲の支援者がいない場合もございます。言語や生活習慣などの経験の違いから生活にお困りの場合もございますので、そういうことを抱えておられる方についての相談も実施している状況でございます。以上でございます。

○山口東アジア連携課長 副委員長の最後のご質問は、東アジア地方政府会合のものと受け取らせていただきました。昨年7月に陝西省の省庁より、自国での開催に向けましてご

提案がありましたあと、事務的に詰めてまいりましたが、本年6月に、残念ながら今のところ中央政府の許可がおりないので決定するには至らないという経緯がございまして、本年度は継続開催に重きを置きまして、来年1月の開催に向けまして鋭意事務を進めているところでございます。今年度につきましては、スケジュールを明確に、早期にしまして、会合の内容等を丁寧に説明しながら、会員地方政府には参加を呼びかけてまいりたいと思います。

そして、次年度以降どうするのかという質問がございました。東アジア地方政府会合の目的であります、相互理解を深めることに重点を置いて、本会合を継続的に開催することにより、各地方政府間のマルチなコミュニケーションをさらに活発化させるとともに東アジアの安定的な発展にも貢献できる、大きな目的ではございますが、このような気概を持ちまして進めてまいりたいと思います。

また、これは会を重ねるごとに皆様の理解が大層深まってまいったと考えております。当初、日中間の19地方政府で開始いたしましたものが、今は7カ国64地方政府と大きな組織になってまいりました。また、自国での開催に前向きな地方政府、そして、次年度は無理でも、その次に何とかできればという希望を述べられた地方政府もございますので、会員地方政府にご協力を今後も求めながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○高柳副委員長 大きな気概を持ってやっていただくと決意を述べてもらっているのですが、どうもいただけないのです。例えばサマースクールだけで去年が4,500万円使っているのですよ。今回3,580万円使って、外国人支援センターは1,900万円です。この差は何かというのがあって、本当に国際交流の基本的な考え方というのは、県のさまざまな施策を国際的にも通用するかどうか自分たちの検証、考古学ということも含めて耐えられるかどうかは別という感じで、奈良県は奈良県で進めているような中で、国際化の話は無理があるのと違うのかと感じながら、東アジアの目的と実際の県の職員の日常のワークは思いっきり外れているのと違うかとずっと思っていて、この問題は追っていきたいと思っている課題です。

サマースクールも同じです。どういう形で公募しているかと聞いたら、参加している国に任せていますという言い方なわけでしょう。参加した議員に話を聞かせてもらったら、参加者のサマースクール生が教授に言われて来たのですというのが圧倒的な感じなのです。ということは、一本釣りなのです。皆さん大学卒業してて、自分のゼミの教授から、行き

なさいと言われて来るわけでしょう。そのレベルのサマースクールをやっているのだと思ったら、やっている職員も熱が入りますか。サマースクールだけで4,500万円、三千何百万円です。中国人が2番目に多かったです。

中国人が多いというのは、個人で研修生とかで来ているのですよ。日本にいる外国人の実態もいろいろあるわけです。県の仕事を通じて国際的な関係が持てると思っているので、他府県にあるの国際交流センターを、奈良県は潰しました。潰して官だけでやっているのです。協働の分野は協働推進課が担うのです。公務員の視点で外国人支援をするという、すごく特異な支援センターをつくっている。担当課が全国の外国人とどう向き合っているのか。国際交流センターが自立していろいろな支援をしている実態もあると思うので、奈良県の特異なのを早い段階で、国際交流センターを民間でつくっていくのを支援する立場に行ったほうがいいのかどうかということで質問をさせていただきました。

そして、通学の問題です。25路線45系統、早速きっちりと調べてもらうことはいいことなのです。けれども、公共交通はネットワークです。南部地域だけ調べても、奈良県は全県1区制だから、南部地域からバスに乗って駅に行って出ていく生徒もいるのです。奈良北高校の路線は県の補助金対象にはなっていないのです。補助金を、正確に運用せず、補助金対応になっていないから25路線45系統に入っていないのです。入っていないけれども使っていますでしょう。使っている実態を上げれば補助金要綱によるのです。けれども、県が上げていないから補助金対象になっていない実態があるのです。だから、奈良県の全ての高校で通学に公共交通を使っている実態をつかまないといけないと思います。そういうことを通じて、奈良県の公共交通のことにに関して、家族とか、生徒や先生も含めて、今どういう状況なのか理解が深まる。もっと使わないといけないという話になると思うのです。もう来年の募集要項を出すわけでしょう。路線がなくなったらどうするのですか。県土マネジメント部が決める話とちがうのです。教育委員会がきっちりと子どもたちの通学の手段を守る立場で、決意表明をしてください、今のある路線を守るのだと。大宇陀高校の路線は、県の補助が出ていません。学校の半分は利用している。切られるかわからないけれども、切りますという中に上がっているのです。危機感持って対応してください。決意表明をやってください。

もう一つは、教育費についてです。統廃合されて大きくしてから奈良県は一貫して、多分この5年間以前は全国ワーストワンだったと思うのです。この5年間の中ではワーストワンは、平成19年が奈良県です、平成20年が佐賀県です、平成21年が奈良県です、

平成22年が愛知県、平成23年がまた愛知県となっているのです。ワースト2はほぼ奈良県です。各県の状況を分析しながら、赤いグラフで見たら、みんなほどこどのところを出しているのです。奈良県だけがずっと端にいつているのです。そのところに関して、耐震化を今、性根を入れてするとおっしゃっています。これも教育費の中に入っています。とするならば、来年はどうなるか、シミュレーションやっていますね。何位ぐらいになるのですか。そういうことも含めてもう一度お願いします。以上です。

○吉田教育理事 日常の通学にかかわることでございます。生徒、保護者、その気持ちになってきつちりと調査に当たってまいりたいと思います。

○松田教育次長（企画管理室長事務取扱） この調査につきましては、例えば平成25年度に調査を行いますと平成24年度の結果として出てきます。耐震化につきましては、さらに平成26年度に調査をする段階で、平成25年度耐震化予算が反映されますので、まだ先の話になってまいります。調査項目もいろいろございますので、その中でまたシミュレーションといひますか、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○高柳副委員長 全体的にバス路線は検討しなければならないときは検討したいという答弁をする、そういう価値観、考え方は、さきに全体的にするとされたのですけれども、それを言わせてもらう雰囲気があるとするならば、ぜひとも変えていただきたいと思うのです。しなければならないということは、自分が思ったらすればいいのです。上の人間を変えていく決意でない。きつく確認したいと思います。

教育費は、今の段階で、奈良県は精いっぱい組んでいるから、ほかの県との分析はしていない感じに受けとるのだけれども、苦勞して、皆、最初の低いところがどんどん上がっていつているのです。佐賀県は、ワーストワンになったけれども、順次上がっていつているのです。教育費をふやしていつているのです。どこでどういふ現象で上がったのかも含めて、共通認識する中で、奈良県の教育を、よくしていきたいと思いつているので、その辺の分析も含めて一緒にやっていたただけるのかどうか、そのことだけ。

○松田教育次長（企画管理室長事務取扱） 高柳副委員長のご指摘がございましたように、確かに順位の変動がある県がございますので、どういふ要因で変動しているのか、その点、分析をいたしまして、また今後の教育予算化について参考にさせていただきますと思ひます。

○神田委員長 では、しつかりやっていたただくようによろしくおひします。

ほかにはございませぬね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これで地域振興部、観光局、水道局、教育委員会、東アジア連携推進の審査を終わります。

なお、午後は1時から総括審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩します。ご苦労さまでした。

12:02分 休憩

13:02分 再開